② 特定建設工事共同企業体(甲型又は乙型)を構成する場合　土木工事において、開札時に平成25・26年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体

⑷ 平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。)

① 単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

ｱ 同種工事（下記(a)～(d)を必要とする。)

(a) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(b) 送出し架設工法により架設した最大支間長65m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(c) クレーン一括架設工法により架設した最大支間長65m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(d) 鋼上部工又は鋼橋脚で板厚38㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ｱ 同種工事（下記(a)～(d)を必要とする。)

(a) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(b) 送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(c) クレーン一括架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(d) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合（架設工法毎に橋梁を分担する場合)

ｱ 同種工事（送出し架設を担当)(下記(a)～(c)を必要とする。)

(a) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(b) 送出し架設工法により架設した最大支間長65m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(c) 鋼上部工又は鋼橋脚で板厚38㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

ｲ 同種工事（クレーン一括架設を担当）(下記(a)～(c)を必要とする。)

(a) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(b) クレーン一括架設工法により架設した最大支間長65m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(c) 鋼上部工又は鋼橋脚で板厚38㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

④ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合（架設工法に係わらず橋梁毎に分担する場合)

ｱ 同種工事（全ての構成員共通)(下記(a)～(d)を必要とする。)

(a) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(b) 送出し架設工法により架設した最大支間長65m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(c) クレーン一括架設工法により架設した最大支間長65m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

(d) 鋼上部工又は鋼橋脚で板厚38㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

⑸ 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工を含む。)している期間とし、平成26年６月から平成28年12月を予定している。なお、特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、分担する工事現場が稼働している期間とする。

② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理)技術者のうち１名以上が、しゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、全ての工種の経験を同一の者が有する必要はない。なお、特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合は、構成員毎に次に掲げる施工実績を有する技術者を１名以上配置すること。（各工種の経験者を複数名配置しても良い。)(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

ｱ 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

(a) 同種工事（下記(i)～(iv)を必要とする。)

(i) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(ii) 送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(iii) クレーン一括架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(iv) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

ｲ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合（架設工法毎に橋梁を分担する場合)

(a) 同種工事（送出し架設を担当)(下記(i)～(iii)を必要とする。)

(i) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(ii) 送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(iii) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

(b) 同種工事(クレーン一括架設を担当)（下記(i)～(iii)を必要とする。)

(i) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(ii) クレーン一括架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(iii) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

ｳ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合（架設工法に係わらず橋梁毎に分担する場合)

(a) 同種工事（全ての構成員共通)(下記(i)～(iv)を必要とする。)

(i) 鋼連続箱桁橋の工場製作

(ii) 送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(iii) クレーン一括架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

(iv) 鋼上部工又は鋼橋脚で鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

③ 現場代理人、主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行にあたり配置できること。なお、特定建設工事共同企業体(乙型）を構成する場合は、構成員毎に次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を配置できること。

① 設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ｱ 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

ｲ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者